別表六(十七)の表中

調整前法人税額超過構成額（別表六（二十三）「7の⑲」）

を

調整前法人税額超過構成額（別表六（二十七）「7の⑲」）

に、

法人税額調整減算額	法人税（(別表一（一）「7」)＋別表六（二十四）「31」）
	中小企業者等（(別表六(九)「20」＋「25」)＋(別表六(十二)「4」＋「22」)＋(別表六(十九)「20」＋「25」)）
	中小企業者等以外の法人（(別表六(六)「15」＋「25」)＋(別表六(九)「4」＋別表六(十一)「20」＋「22」)＋(別表六(十九)「20」＋「25」)）

を

法人税額調整加算額	法人税額調整加算額（(別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)＋別表六(二十八)「31」）
	中小企業者等以外の法人（(別表六(十一)「15」＋「20」)＋(別表六(十二)「14」＋「20」＋「25」)＋(別表六(十三)「16」＋「21」)＋別表六(十四)「4」＋(別表六(二十一)「14」＋「19」)＋(別表六(二十二)「15」＋「20」)＋(別表六(二十五)「20」＋「25」)＋別表六(二十六)「10」）
	中小企業者等（(別表六(七)「16」＋別表六(八)「8」＋別表六(九)「20」＋(別表六(十一)「15」＋「20」)＋(別表六(十二)「14」＋「20」＋「25」)＋(別表六(十三)「16」＋「21」)＋別表六(十四)「4」＋別表六(十七)「16」＋別表六(十八)「16」＋(別表六(十九)「12」＋「25」＋「35」)＋(別表六(二十一)「14」＋「19」)＋(別表六(二十二)「15」＋「20」)＋別表六(二十三)「20」＋別表六(二十四)「19」＋(別表六(二十五)「20」＋「25」)＋別表六(二十六)「10」）

に改め、同表の記載整備省令第11条中「外国法人の平成28年４月１日以後に開始する事業年度において」を「外国法人が」に、「第８項」を「第９項」に、「適用がある」を「適用を受ける」に改め、同令附則中「「法人税額調整加算額（(別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)＋別表六(二十四)「31」）」」を「「法人税額調整加算額（(別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)＋別表六(二十八)「31」）」」に、同令第11条中「中小企業者等（租税特別措置法第42条の４第２項」を「租税特別措置法第42条の４第３項」に、「中小企業者又は農業協同組合等をいう。）」を「中小企業者等」に改め、同条第四号中「又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号）附則第15条第２項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）」を削り、同条第五号の次に次の四号を加える。

十一　法人税法（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法第141条第４号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人

十二　法人税法第142条の２第１項（外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率）

十三　法人税法第142条の３第１項（外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率）

十四　法人税法第142条の３第２項（外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率）